

2007年6月13日

ジェトロ総務部

環境社会配慮ガイドライン策定委員会
案件形成関連調査に関するワーキンググループ開催報告(案)

1. 日時: 第1回 2007年5月25日 13:00～15:00
第2回 2007年6月12日 11:00～13:00
2. 会場: ジェトロ本部会議室
3. 参加者: 原科委員長、柳副委員長、神崎委員(第2回のみ)、松本委員、満田委員、
高梨委員、岡崎委員、田中委員
ジェトロ側 清水産業技術部長、井上主幹、中村産業技術課長、産業技術課職員
委員会事務局

4. ディスカッションのポイント

<ジェトロ調査の位置付けについて>

ジェトロの場合、JBIC、JICA の場合と比較してガイドラインが想定する相手も、調査案件の成熟度も異なっており、これら違いを念頭に置いて議論を進めるべき。JICA や JBIC の段階でも環境社会配慮確認を行っており、早い段階で環境社会配慮確認を行うといっても、そもそも相手国側で環境社会配慮に向けた作業が何も実施されていない場合があり、結果的に何回も同じことをしていくことになり無駄なコストが発生する恐れがある。

早い段階で環境社会配慮確認を行ってこそ、低コストで事業の環境対応を進めることができる。JBIC の段階での審査は主として確認で、この段階で事業に環境社会配慮を組み込むことは難しい。また、後々の事業変更や、重大な問題が発生するのを防ぐことができ、結果的にコストも下がるのではないかと。

案件形成調査の目的が円借款に結びつくような案件を少しでも増やすことにあるのであれば、JICA、JBIC のガイドラインを参照した内容にするべき。

ジェトロ調査のような案件の形成段階では、JBIC や JICA と同等の環境社会配慮確認を求めるのは適当ではなく、案件形成調査の実体に合わせて求める内容にメリハリをつける必要がある。次の段階において何をすべきかを示すことで十分ではないかと。

そもそも、ガイドラインという扱いが適当か否かも要検討。「道しるべ」や「方針」という考え方もある。これについては内容を確定してから、再度議論を行うこともありうべしだろう。

<ガイドラインの基本方針について>

SEA(戦略的環境アセスメント)というのは世界共有の概念であり、ジェトロのガイドラインの性格が SEA であることを明確に謳うべき。ジェトロの案件形成調査は事業の実施やその主体が確定していないが、確定しない段階で行うのが SEA である。

主体、客体という考え方で行けば、ガイドラインでどこまでやるかは主体であるジェトロの

ポリシーを示すという問題。ジェットロは一受託者としての立場ではあるが、先進的なガイドラインを作って役所に働きかけていくというような戦略があっても良いのではないか。一方、客体で考えれば、ジェットロが進んだガイドラインを作ることは、間接的にはあるが途上国や人々の意識改革に貢献する。

案件形成調査はあくまでも経済産業省からの受託調査であり、その枠組みを超えたガイドラインを考えることは適当でない。

<ステークホルダー協議等について>

ジェットロの案件形成調査は JBIC、JICA よりも上流にあるが、環境・社会配慮の調査項目はこれら機関と同じ枠組みで考えるべき。そこがずれていると後で困る。

環境社会配慮確認についてはジェットロ調査において重要だが、案件を形成するための調査段階で事業実施主体も未定であることを考えれば、具体的に行うべき項目は JBIC、JICA とは異なってしかるべき。

自分(松本委員)の経験から言えば、地元でヒアリングを行わないで本当に問題点を把握できるのかということがある。

カウンターパートに加え、現地住民や NGO へのヒアリングを止めるものではないが、調査団が事業実施主体ではないこと、また、4ヶ月ほどの限られた調査期間を勘案すると、ステークホルダー協議を義務とするのは問題がある。無理に義務付ければ、逆にいいかげんな結果が出てくる恐れがある。

ジェットロの調査の段階では、ステークホルダーとの関係であれば、合意形成というよりも、環境社会影響に関するヒアリングが主体。

ヒアリングという視点に立てば、地元 NGO やエキスパートからの情報収集が重要となってくる。

<複数代替案について>

説明責任の観点から、事業の合理性を示すために代替案の検討を行ったことを明記する必要がある。

これまでの事業ありきの思考から、他の選択肢も含めた複眼的な思考に転換することに意義がある。

ALL JAPAN として、JICA や JBIC の調査にうまくつなげていくことが大切。投入した税金を無駄にせぬよう、複数代替案のオプションの可能性も含めた開発ニーズの説明をこの段階で盛り込むべき。

JICA のスクリーニングフォームにある、2-4(どのようにしてプロジェクトの必要性を確認したか、上位計画との整合性)、2-5(代替案を検討したか)、2-6(必要性確認のためのステークホルダー協議を実施しているか)の項目は重要であり、調査実施者がこのようなことの項目を意識するためにも、ジェットロ調査実施前において把握することが必要。少なくとも終わった段階においては「Yes」になっているべきだと思われる。

案件により代替案は様々であり、実際の書きぶりについては柔軟に捉えればよい。「複数案」という言葉でも良いのではないか。

このジェットロ調査の段階で民間提案者に、本来、相手国政府など事業実施主体が行うべき代替案の検討まで義務付けるのは行き過ぎであり、あくまで「奨励」程度に留めるべきではないか。

- 21 「代替案」の定義が曖昧である以上、提案者に義務付けることはできない。また、何を以って「代替案の検討を行った」としてよいのか、判断の基準も不明確。

これら議論を進めるに当たり、各委員、ジェットロ側より以下のような資料が提出された。

満田委員：「代替案の検討についての意見」

松本委員：「環境社会配慮に関する2案の比較」

ジェットロ：「案件形成調査に関する環境社会配慮の手続き案」

「案件形成調査に関する環境社会配慮の手続き案」(チャート)

「スクリーニング様式案」

「個別案件票改定案」

以上

2007年5月25日

ジェットロ環境ガイドライン ワーキング・グループ(案件形成調査)検討用
地球・人間環境フォーラム 満田夏花

代替案の検討についての意見

- ・ 可能な限り早期の段階からの代替案検討、事業の各段階における代替案検討を奨励するため、ジェットロ F/S において代替案検討を行うことは意義がある。また、提案事業の妥当性を検証する作業の一環として、何らかの代替案検討は通常行われているものと思われる。
- ・ ただし、調査期間、コストの限界から、各案の経済、技術、環境社会に関する詳細調査を行うことは困難。
- ・ よって、今後の代替案検討についてのスコーピングを主たる目的として、ゼロアクション、同様または類似の便益を実現できる代替案、当該事業の予備的な比較を行うことが妥当か
 - 文献調査及び実地踏査
 - 既存のマスタープラン、F/S 等の中で代替案検討がされている場合は、そのレビューを実施。
 - 今回検討しなかった有力案の洗い出し
 - 今後実施する代替案比較のための TOR 作成。

(参考)

第5回の検討会配付資料(JETRO 調査レビュー表)より

代替案の検討状況

フィリピン ティンババン水路式水力発電計画に係る F/S 調査

95年に NPC が行った F/S の結果を基にし、その原案設計と今回提案の水路ルートと比較

フィリピン シコボン水路式水力発電計画に係る F/S 調査

92年に NPC が行った Pre F/S で検討した水路ルートと今回提案の水路ルートと比較

インド高速鉄道導入可能性検討調査(要約)

ルート選定にあたって、以下の条件を考慮し決定

- (1)公共交通機関との有機的な結合をはかり、他路線との連絡の容易性を考慮し、乗客確保。建設費の低減。
- (2)輸送乗客が見込まれ、住宅移転が最小で、駅前広場が確保し得る場所

フィリピンビンガ水力発電所リハビリテーションに係る F/S 調査(要約)

(1)浚渫、(2)取水口改造、(3)フラッシングトンネル、(4)導水路改造、(5)冷却システムの改造を比較検討

ベトナム国ニョクエ水力発電所建設事業に係る F/S 調査

発電形式、ダム無しオプション、需要側対策などの検討はなし

流れ込み式/調査池式(参考)の検討

-ダム位置、-取水位、-水路ルート(3案を比較)、-発電所位置

規模比較(5案を比較)

ベトナム国ナムムック水力発電所建設事業に係る F/S

発電形式、ダム無しオプション、需要側対策などの検討はなし

地形地質の観点からダムサイト案(上流案、下流案)を比較(建設単価による経済性比較)、ダム規模等についての最適案を選定

以上

環境社会配慮手続きに関する 2 案の比較 (6.12 の WG 提出版を修正)

	JETRO 案	松本案
1. 審査・採択段階		
公募提案書に求められる事項	<p>・環境社会問題の可能性</p> <p>・スクリーニング様式は JICA のものを援用。ただし、代替案の検討とステークホルダーとの協議に関する質問を含まず</p>	<p>セクター、立地、事業の特性などから考えられる環境社会問題の可能性(*)。すでに他の調査等で明らかになっている環境社会問題があればその内容と調査報告書等の名称</p> <p>(*)環境社会面での影響調査の目的に、環境アセスメントなど次の段階での調査項目と調査方法の提示(スクリーニングとスコーピング)があることを踏まえ、公募提案書は JICA 環境社会配慮ガイドラインのスクリーニング様式の項目に準拠する。</p> <p>の環境社会問題を把握するために実施する調査の内容・方法</p> <p>すでに代替案検討がなされている場合は、その結果と環境社会面での比較。なされていない場合は代替案検討の計画と実施方法</p> <p>本調査において代替案検討をしない場合はその明確な理由</p> <p>当該国で協議や聞き取りの対象とするステークホルダーとその選定方法、及び協議や聞き取りの実施方法。なお、環境社会影響がある場合は、影響を受ける地域の住民からの聞き取りもしくは住民との協議を必ず実施すること</p> <p>環境社会影響がないとする場合は、調査対象プロジェクトの特性や実施内容に即した明確な理由</p>
公募提案書の審査	環境社会影響に関する検討結果が適切かを担当部が審査。審査では執務参考資料「アジア諸国の環境アセスメント対象事業(仮)」を参考。必要に応じ海外事務所の助力も得る。検討結果を環境審査担当が審査	<p>・環境社会配慮事項の記述が十分かつ適切かどうか、定められた調査期間・予算や調査が実施される当該国の社会状況を踏まえた上で本ガイドラインにしたがった環境社会配慮を適切に実施できるかなどを審査する。</p> <p>・JICA や JBIC の環境社会審査部局から情報収集を行い、必要に応じて現地の環境社会問題に詳しい NGO などからも意見を聞く。</p>
審査委員会	検討結果の適否を審査する	環境配慮と社会配慮の専門家をそれぞれ最低1名ずつ入れ環境社会配慮面での最終的な審査を行う。
2. 契約段階		
提出書類	環境社会影響の程度に応じた環境社会配慮調査項目を含む実施計画書	環境社会配慮事項を踏まえた詳細な実施計画書
確認内容	当該案件に相応しい環境社会配慮項目を含んだものかを担当部が確認し、環境審査担当が協力・助言	<p>・環境社会配慮事項の記述が、別紙1の項目をもとに具体的かつ実施可能なものとなっていること</p> <p>・環境社会配慮事項の記述が、別紙2の最終報告書につながる内容になっていること</p>
調査団員	必要に応じ環境社会配慮を専門とする者も派遣	他の担当と重複しない環境配慮担当と社会配慮担当の専門家がそれぞれ1名ずつ配置

3. 調査実施段階		
調査項目	<p>相手国政府の環境影響評価制度の内容確認</p> <p>この段階で想定可能な案件立地点の自然・社会・環境等に関する情報収集</p>	<p>調査対象プロジェクトの実施に伴う環境社会面への影響</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本調査の結果明らかになった影響地域、その地域の自然環境及び生計に関するベースラインデータ、環境社会面での影響、及びそれらを把握した調査の方法・根拠となる文献等を具体的に記述する。 ・聞き取りや協議を行ったステークホルダーの属性(関係省庁、地域住民、地域行政、学者、NGO など)及びその内容を記述する。 <p>調査対象プロジェクトの代替案検討の結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境社会影響の比較を含む代替案検討の結果を記述する。 ・代替案の比較を行わなかった場合はその理由を明記すること。
今後の事業化に向けた項目	<p>必要な案件については、当該案件が事業化される際に、環境社会配慮が適切に行われるために必要と現時点で想定される調査項目の絞り込みを行う。その際、「JBIC 環境社会配慮ガイドライン」の(セクター別)「環境チェックリスト」を参考する</p>	<p>今後必要な調査内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業化に向けて当該国で法制度上必要な環境社会配慮上の許認可手続きやそれに必要な調査について記述する。 ・事業化に向けて、環境アセスメント等詳細な環境社会面での調査を必要とする場合は、案件形成調査結果に基づいて、「調査対象地域」「調査項目」「調査方法」「調査期間」を具体的に提示する。その際、『JBIC 環境社会配慮ガイドライン』の「チェックリスト」の「環境項目」を参照する。ただし、『JBIC 環境社会配慮ガイドライン』の「チェックリスト」の「主なチェック事項」に直接回答する必要はない。
中間報告時	<p>当該案件に相応しい環境社会配慮項目を含んでいることを担当部が確認し、環境審査担当が協力・助言</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画書の進捗状況を確認し、必要に応じて追加調査や調査内容の変更を調査実施者に求める。 ・当初「影響がない」とされていたが環境社会影響が起きる可能性が明らかになった場合、ジェットロは中間報告の段階までに実施計画書の変更を調査実施者に求め、「影響がある」場合に求められる環境社会面での項目を盛り込む。
外部意見	記述なし	<p>案件形成調査の環境社会配慮に関する外部の意見を、電子メール、郵送、ファックスなど文書で受け付け、案件形成調査の監理に反映する。</p>
4. 調査報告書の精査段階		
審査内容	<p>相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることを担当部が確認し、環境審査担当がそれに協力・助言</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェットロは別紙2に掲げている内容が十分かつ適切に調査報告書に盛り込まれていることを確認する。 ・もし、不十分または不適切な場合は書き直しを求め、著しい場合は、調査実施者の負担による追加調査を求める。
審査委員会	記述なし	<p>環境配慮及び社会配慮の委員の助言を求める。</p>
5. フォローアップ		
フォローアップ	記述なし	<p>事業化状況をフォローアップ。本調査結果が環境社会配慮面でどう活かされているか追跡調査。</p>

6. 情報公開		
最終報告書	・和文報告書を国会図書館とジェトロビジネスライブラリーに配架 ・和文報告書要約をジェトロホームページで掲載	ジェトロは案件形成調査の精査終了後速やかに、ホームページで最終報告書を日本語と英語で公開する。
その他	記述なし	・ジェトロは、外部有識者による審査委員会を設置後、速やかにホームページで委員の氏名、所属、専門分野を公開する。 ・ジェトロは、案件形成調査の採択後速やかにホームページで調査概要を日本語と英語で公開する。 ・ジェトロは案件形成調査のフォローアップを行った場合、その結果をホームページで公開する。
7. 審査担当		
審査担当者	担当部が審査し、環境審査担当が協力・助言	・環境社会面での審査・進捗監理は事業担当部以外の部で行い、担当役員を1名置く。 ・環境社会面での審査・進捗監理の実務を行うため、環境社会配慮に知見のある職員を環境社会審査担当として最低1名置く。

手続き以外の点(松本案のみに含まれる)

1. 基本方針(複数案の比較、ステークホルダーの特定と参加、環境社会配慮項目の幅広い洗い出し、情報公開、フォローアップ)
2. 調査で検討すべき環境社会配慮項目の提示
3. 社会環境と人権への配慮
4. ガイドラインの遵守
5. ガイドラインの法的な位置づけ(第二期中期目標)
6. 経済産業省への提言

以上

ゼロ環境社会配慮ガイドライン策定委員会
案件形成調査(仮称)ガイドラインについて

2007年4月27日 メコン・ウォッチ 松本 悟

案件形成調査ガイドラインの位置づけ

4月18日の作業部会において、以下のような提案を行った。

-
- ・ 本ガイドラインは現在ゼロが経済産業省から受託している案件形成を目的とした3つの調査事業(通称『地球環境』『民活』『石油』)を対象にしたものである。
 - ・ 平成18年度までの調査報告書(『民活』は経産省直轄時代)の中には、案件形成調査をF/Sとして扱って当該国での許認可に結びつける書きぶりになっているものが少なくない。また、経産省の平成19年度入札資料でも『実現可能性調査』という名称が継続して使われている。一方で、一件当たりの予算額を考えると、JICAが支援しているような実現可能性調査は不可能である。したがって、本ガイドラインの対象となる調査事業を、「調査の目的」と、「調査対象事業が実施された場合の自然・社会環境への影響の範囲」という2つの軸から以下のように位置づけ、カテゴリ分類をしてはどうか。

	重大な影響	限定的な影響	影響なし
プロジェクト形成調査	A	B	C
フィージビリティ調査	本調査事業の対象としない		D

- ・ 自主事業か委託かに限らず、3つの調査事業もしくは新たな調査事業において、自然・社会環境に影響を及ぼすフィージビリティ調査を支援することになった場合は、本ガイドラインを速やかに改定すべきである。

これに対して、ゼロ及び高梨委員から、案件形成調査の応募段階では情報が十分ではなく、影響の大きさでAとBにカテゴリ分けすることは実務的に難しいとの指摘があった。また、ゼロからはフィージビリティ調査はこの案件形成調査の対象ではないとの説明が重ねてあった。その議論を踏まえて、フィージビリティ調査を案件形成調査に含めないことをガイドラインで明記するとともに、案件形成調査を影響の「ある」「なし」の2つに応募段階で分類して審査・監理をするという趣旨で、以下のようにガイドラインの中身について提案する。

なお、以下の文章は過日の委員会に提出した討議項目にほぼ沿っている。ガイドラインの条文を意識しているものの、考え方を述べただけの部分もあることを留意頂きたい。

1. 基本的事項

1 - 1 理念

- ・ ODA、輸出信用、民間金融機関における環境社会配慮政策の国際的な進展
- ・ 日本の ODA 及び輸出信用の環境社会配慮政策の整備
- ・ 民間企業の CSR や SRI の導入
- ・ 第二期中期目標に掲げる『…業務の実施に当たっては、職員その他の関係者の環境保護及び社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境及び社会に配慮した業務運営に努める』というジェトロにとっての環境社会配慮の意味づけ。

1 - 2 ガイドラインの目的

- ・ ジェトロが案件形成調査事業において担うべき環境社会配慮上の責務を定めること。
- ・ 案件形成調査事業の採択や監理を通じて行う環境社会配慮確認の手続きを定めること。
- ・ 案件形成調査報告書に求められる環境社会配慮上の項目と内容を明らかにすること。
- ・ それによって、日本企業の技術や経験が活かされ、かつ自然・社会環境に適切に配慮した案件の形成に寄与すること。
- ・ なお、このガイドラインは事業の発掘段階での調査を前提にしたものであり、多くの調査が行われるなど事業化が具体的に進んでいるものは調査の対象外になることを前提にしている。今後ジェトロが自主事業か受託事業かにかかわらず、フィージビリティ調査の実施に関与する場合は本ガイドラインの改定が必要である。

1 - 3 環境社会配慮の基本方針

- ・ 「始めに事業ありき」とならないため、案件形成調査段階で複数代替案の比較は重要である。
- ・ 事業によって影響を受ける可能性がある住民を含む幅広い現地ステークホルダーが特定された上で、その参加が確保され、その意見が調査報告書に反映されることは重要である。
- ・ 案件形成調査における環境社会配慮が、初期環境調査(IEE)及び環境アセスメント(フィージビリティ調査)の初期スコーピングに相当するとの考えがあることを踏まえ、懸念される環境社会配慮上の影響や項目を幅広く洗い出しておくことは重要である。
- ・ ジェトロは自らの説明責任の確保、及び案件形成調査の質の向上を図るため、調査の概要と最終報告書の内容を積極的に情報公開すべきである。
- ・ ジェトロは案件形成調査の事業化に関して、環境社会配慮面での影響を含めてフォローアップすべきである。

1 - 4 ジェトロが担う環境社会配慮上の責務

- ・ 本ガイドラインを通じて各案件形成調査に求められる環境社会配慮の内容を公募提案要領の中で明らかにし、それにしたがって案件形成調査採択のための審査を行うこと。
- ・ 本ガイドラインにしたがって、各案件形成調査の進捗を監理し、必要に応じて追加調査や報告書の修正を調査実施者に求めること。
- ・ 各案件形成調査実施中、ステークホルダーからの関連情報を受け取った場合、その内容を調査実施者と共有した上で必要に応じて適切な対応をとること。
- ・ 案件形成調査の事業化の状況について、環境社会面の影響を含めフォローアップすること。

1 - 5 案件形成調査で検討すべき環境社会配慮項目

ジェットロ案件形成調査が次の段階でフィージビリティ調査(環境アセスメントを含む)などを想定していることから、案件形成調査の中で検討すべき環境社会配慮項目は、以下のように JICA 環境社会配慮ガイドラインに準拠すべきと考える。

- ・ 環境社会配慮の項目は、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、地球温暖化、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全及び自然環境(越境または地球規模の環境影響を含む。)並びに非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS 等の感染症を含む。
- ・ 調査・検討すべき影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮する。
- ・ 環境や地域社会に対する影響を事前に把握するには関連する様々な情報が必要であるが、影響のメカニズムが十分に明らかになっていないこと、利用できる情報が限られていること等の理由から、影響予測を行うことには一定の不確実性が伴う場合がある。不確実性が大きいと判断される場合には、可能な限り予防的な措置を組み込んだ環境社会配慮を検討する。

1 - 6 社会環境と人権への配慮

案件形成調査は G-G ベースではないことや産油国での事業が多いため、政府が直接入りにくいイラクなど紛争国で行われることがしばしばある。

- ・ 環境社会配慮の実現は、当該国の社会的・制度的条件及び協力事業が実施される地域の実情に影響を受ける。特に、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的自由や法的救済を受ける権利が制限されている地域における案件形成調査では、適切な聞き取り調査の実施に困難が予想されるため、現地ステークホルダーとの協議の際に特別な配慮が求められる。
- ・ ジェットロは、案件形成調査の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的人権基準の原則を尊重する。この際、女性、先住民族、障害者、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権について特に配慮されるよう、案件形成調査の採択・監理を通じて確認する。人権に関する国別報告書や関連機関の情報を直接もしくは JICA などを通じて入手して人権の状況を把握し、採択や監理に反映する。

1 - 7 情報公開

- ・ ジェットロは、外部有識者による審査委員会を設置後、速やかにホームページで委員の氏名、所属、専門分野を公開する。
- ・ ジェットロは、案件形成調査の採択後速やかにホームページで調査概要を日本語と英語で公開する。
- ・ ジェットロは案件形成調査の精査終了後速やかに、ホームページで最終報告書を日本語と英語で公開する。
- ・ ジェットロは案件形成調査のフォローアップを行った場合、その結果をホームページで公開する。

1 - 8 ガイドラインの遵守

案件形成調査の予算額と案件発掘という特質を考えると、JICA、JBIC、NEXI が導入した独立した異議申立制度までは必要ないのではないか。

- ・ 本ガイドラインの遵守に関する外部からの日本語または英語での意見を、電子メール、郵送、ファックスなど文書で受け付ける。案件形成調査実施中のものについては、ジェットロの担当部及び環境社会審査担当に送られ、必要に応じて適切な対応をとる。その上で、意見送付者に対応方法を連絡する。一方、案件形成調査が終了したものについては、理事長直轄の監査室に送られ、必要に応じて事実確認のための調査を実施するなどの対応をとる。対応方法については意見送付者に伝えるとともに、監査報告書を通じて理事長に報告する。

1 - 9 定義

- ・ フィージビリティ調査と案件形成調査の違いを明確にする。例えば、JICA はフィージビリティ調査を、「個々のプロジェクトが、技術的、経済的、財務的、社会的に、さらに環境などの側面から見て実行可能であるか否かを客観的に検証するため、プロジェクトの可能性、妥当性、投資効果を調査する」と定義し、その対象となるプロジェクトを発掘するのがプロジェクト形成調査だとしている。また、このガイドラインが対象とする案件形成調査は、ジェットロが入札参加を考えている経産省の3つの調査であることを明記すべきかどうか、検討が必要。
- ・ 案件形成調査の対象となる事業の呼び方をどうするか？ ここではとりあえず『調査対象プロジェクト』としている。
- ・ ここでは各案件形成調査の提案者を『調査実施者』と呼ぶ。
- ・ 『現地ステークホルダー』は、事業の影響を受ける可能性がある個人や団体（非正規居住者を含む）及び現地で活動している NGO をいう。また『ステークホルダー』とは、現地ステークホルダーを含み、案件形成調査及び調査対象プロジェクトに知見や意見を有する個人や団体をいう。
- ・ 議論の中で明確化が必要とされた語句を書き留めておく。

2 . 案件形成調査の手続き

2 - 1 審査段階でのジェットロ環境社会配慮

- ・ ジェットロは各公募提案書の調査対象プロジェクトを、予測される環境社会影響が「ある」か「ない」かの2つに分類する。この際、人材育成や政策提言など、明らかに環境社会影響がほとんどないと考えられるもの以外は、「影響がある」と分類する。
- ・ 「影響がある」と分類したものについて、ジェットロは公募提案書に書かれた環境社会配慮事項（別紙1）の記述が十分かつ適切かどうか、定められた調査期間・予算や調査が実施される当該国の社会状況を踏まえた上で本ガイドラインにしたがった環境社会配慮を適切に実施できるかなどを審査する。
- ・ 審査にあたって、ジェットロは JICA や JBIC の環境社会審査部局から情報収集を行い、必要に応じて現地の環境社会問題に詳しい NGO などからも意見を聞く。
- ・ ジェットロが設置する外部有識者からなる審査委員会に、環境配慮と社会配慮の専門家をそれぞれ最低1名ずつ入れ、環境社会配慮面での最終的な審査を行う。

2 - 2 調査実施者との契約段階でのジェットロの環境社会配慮

- ・ ジェットロは採択となった案件形成調査の実施者に対して、環境社会配慮事項を踏まえた詳細

- な実施計画書の提出を求める。
- ・ ジェトロは実施計画書の環境社会配慮事項の記述が、別紙1の項目をもとに具体的かつ実施可能なものとなっていることを確認する。
- ・ ジェトロは実施計画書の環境社会配慮事項の記述が、別紙2の最終報告書につながる内容になっていることを確認する。
- ・ 「影響がある」場合は、調査団に、他の担当と重複しない環境配慮担当と社会配慮担当の専門家がそれぞれ1名ずつ配置されていることを確認する。また、「影響がない」場合は、必要に応じて環境配慮や社会配慮の団員を配置するよう調査実施者に求める。
- ・ ジェトロは上記事項を確認の上、調査実施者と契約を締結する。

別紙1 公募提案書に求められる環境社会配慮事項

セクター、立地、事業の特性などから考えられる環境社会問題の可能性(＊)。すでに他の調査等で明らかになっている環境社会問題があればその内容と調査報告書等の名称

の環境社会問題を把握するために実施する調査の内容・方法

すでに代替案検討がなされている場合は、その結果と環境社会面での比較。なされていない場合は代替案検討の計画と実施方法

本調査において代替案検討をしない場合はその明確な理由

当該国で協議や聞き取りの対象とするステークホルダーとその選定方法、及び協議や聞き取りの実施方法。なお、環境社会影響がある場合は、影響を受ける地域の住民からの聞き取りもしくは住民との協議を必ず実施すること

環境社会影響がないとする場合は、調査対象プロジェクトの特性や実施内容に即した明確な理由

- ＊ 環境社会面での影響調査の目的に、環境アセスメントなど次の段階での調査項目と調査方法の提示(スクリーニングとスコーピング)があることを踏まえ、公募提案書は JICA 環境社会配慮ガイドラインのスクリーニング様式の項目に準拠する。(JBIC 環境社会配慮ガイドラインのチェック項目は、短期間の調査では却っていい加減な記述を招く恐れがある)

2 - 3 調査実施中のジェトロの環境社会配慮

- ・ ジェトロは、実施中の案件形成調査の環境社会配慮に関する外部の意見を、電子メール、郵送、ファックスなど文書で受け付け、案件形成調査の監理に反映する。
- ・ ジェトロは中間報告において、実施計画書の進捗状況を確認し、必要に応じて追加調査や調査内容の変更を調査実施者に求める。
- ・ 当初「影響がない」とされていた調査対象プロジェクトによって環境社会影響が起きる可能性が明らかになった場合、ジェトロは中間報告の段階までに実施計画書の変更を調査実施者に求め、「影響がある」場合に求められる環境社会面での項目を盛り込む。

2 - 4 調査報告書の精査段階でのジェトロの環境社会配慮

- ・ ジェトロは別紙2に掲げている内容が十分かつ適切に調査報告書に盛り込まれていることを確認する。もし、不十分または不適切な場合は書き直しを求め、著しい場合は、調査実施者の負担による追加調査を求める。
- ・ 調査報告書の精査においては、審査委員会の環境配慮及び社会配慮の委員の助言を求める。

2 - 5 フォローアップ

- ・ ジェトロは、調査対象プロジェクトの事業化状況をフォローアップする。その中で、本調査結果が環境社会配慮面でどのように活かされているか追跡調査を行う。

別紙2 「影響がある」場合の調査報告書に含まれる環境社会配慮項目

調査対象プロジェクトの実施に伴う環境社会面への影響

- 本調査の結果明らかになった影響地域、その地域の自然環境及び生計に関するベースラインデータ、環境社会面での影響、及びそれらを把握した調査の方法・根拠となる文献等を具体的に記述する（「公募提案書に求められる環境社会配慮事項」での記述を詳細にする）。
- 聞き取りや協議を行ったステークホルダーの属性（関係省庁、地域住民、地域行政、学者、NGO など）及びその内容を記述する。

調査対象プロジェクトの代替案検討の結果

- 環境社会影響の比較を含む代替案検討の結果を記述する。
- 代替案の比較を行わなかった場合はその理由を明記すること。

今後必要な調査内容

- 事業化に向けて当該国で法制度上必要な環境社会配慮上の許認可手続きやそれに必要な調査について記述する。
- 事業化に向けて、環境アセスメント等詳細な環境社会面での調査を必要とする場合は、案件形成調査結果に基づいて、「調査対象地域」「調査項目」「調査方法」「調査期間」を具体的に提示する。その際、『JBIC 環境社会配慮ガイドライン』の「チェックリスト」の「環境項目」を参照する。ただし、『JBIC 環境社会配慮ガイドライン』の「チェックリスト」の「主なチェック事項」に直接回答する必要はない。

3 . 実施体制等について(ガイドラインの本文ではなく委員会からの提言という位置づけ)

3 - 1 ジェトロの審査体制

- ・ 環境社会面での審査・進捗監理は事業担当部以外の部で行い、担当役員を1名置く。
- ・ 環境社会面での審査・進捗監理の実務を行うため、環境社会配慮に知見のある職員を環境社会審査担当として最低1名置く。

3 - 2 ガイドラインの実効性の確保(法的位置づけ、経済産業省の受託要件など)

- ・ 第二期中期目標で十分かどうかを確認したい。設置法や業務方法書には環境社会配慮に関する記述はない。
- ・ 経済産業省が優れた環境社会配慮ガイドラインを持つべきである。一方で、委託先の研究機関・シンクタンクなどの環境社会配慮水準を高めるのであれば、経済産業省の入札仕様書に、「国際水準の環境社会配慮を実施すること」と盛り込む必要がある。

以上。

案件形成調査に関する環境社会配慮の手続き(案)

2007年6月13日

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ジェトロ案件形成調査はあくまで案件発掘、形成のための初期段階の調査である。すなわち本調査では、原則として他のスキームを用いた次の段階の調査が実施され、その過程で環境社会配慮を含めた案件実施に向けた諸要件が満たされることを予定している。したがって、本調査において求められる環境社会配慮は、次の段階の調査で必須となると考えられる環境社会配慮調査項目の絞り込みを行い、その結果を報告書に明確に記述することである。案件形成調査に関するジェトロ環境社会配慮ガイドラインの目的は、対外的な透明性を保ちつつ、調査における環境社会配慮の実施およびジェトロによるその確認を適切に確保することである。本ガイドラインでは、そのための具体的な手続きと作業に用いる様式および参考資料を以下の通り定めるものとする。

1. 提案案件の審査・採択段階（案件の環境社会影響に関する検討）

- イ．案件形成調査の提案者（提案企業）は、提案時に所定のスクリーニング様式を用い、当該案件が最終的に実施された場合の環境社会影響を検討し、その検討結果を他の提案書類と共にジェトロ担当部に提出する。
- ロ．担当部は提出されたスクリーニング様式の記入内容をチェックし、環境社会影響に関する検討結果が適正か審査する。審査に当たっては執務参考資料「アジア諸国の環境アセスメント対象事業(仮)」を参考とし、必要に応じ海外事務所の助力も得る。
- ハ．上記検討結果を総務部環境審査担当（以下、環境審査担当）に提出し、同担当による審査を受ける。
- ニ．採択候補案件については、外部有識者による審査/専門委員会でも、検討結果の適否を審査する。
- ホ．採択案件の公示に際し、当該案件が最終的に実施された場合の環境社会影響に関する検討結果を案件毎に明示する。

2. 案件の契約段階

- イ．担当部は、採択案件の提案者（提案企業）に対し、案件の環境社会影響の程度に応じた環境社会配慮調査項目も含む、調査の実施計画書の提出を求める。
- ロ．担当部は、提出された実施計画書が当該案件に相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることを確認した上で、案件の委託契約を締結する。
- ハ．環境審査担当は、実施計画書が相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることの確認に協力し、必要な助言を与える。

3．調査の実施段階

- イ．調査の実施者（実施企業）は、必要に応じ環境社会配慮を専門とする者も派遣し、現地調査を実施する。環境社会配慮調査の具体的項目としては、まず 相手国政府の環境影響評価制度の内容確認、この段階で想定可能な案件立地点の自然、社会環境、等に関する情報の収集である。そして、必要な案件については、当該案件が事業化される際に、環境社会配慮が適切に行われるために必要と現時点で想定される調査項目の絞りみ選定を行う。
- ロ．上記調査項目の絞りみ選定に当たっては、一般に公表されている国際協力銀行「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」の参考資料「(セクター別)環境チェックリスト」を参考とする。
- ハ．担当部は、中間報告時等において、調査項目をチェックし、調査が当該案件に相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることを確認する。
- ニ．環境審査担当は調査項目のチェック及び相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることの確認に協力し、必要な助言を与える。

4．調査報告書の精査段階

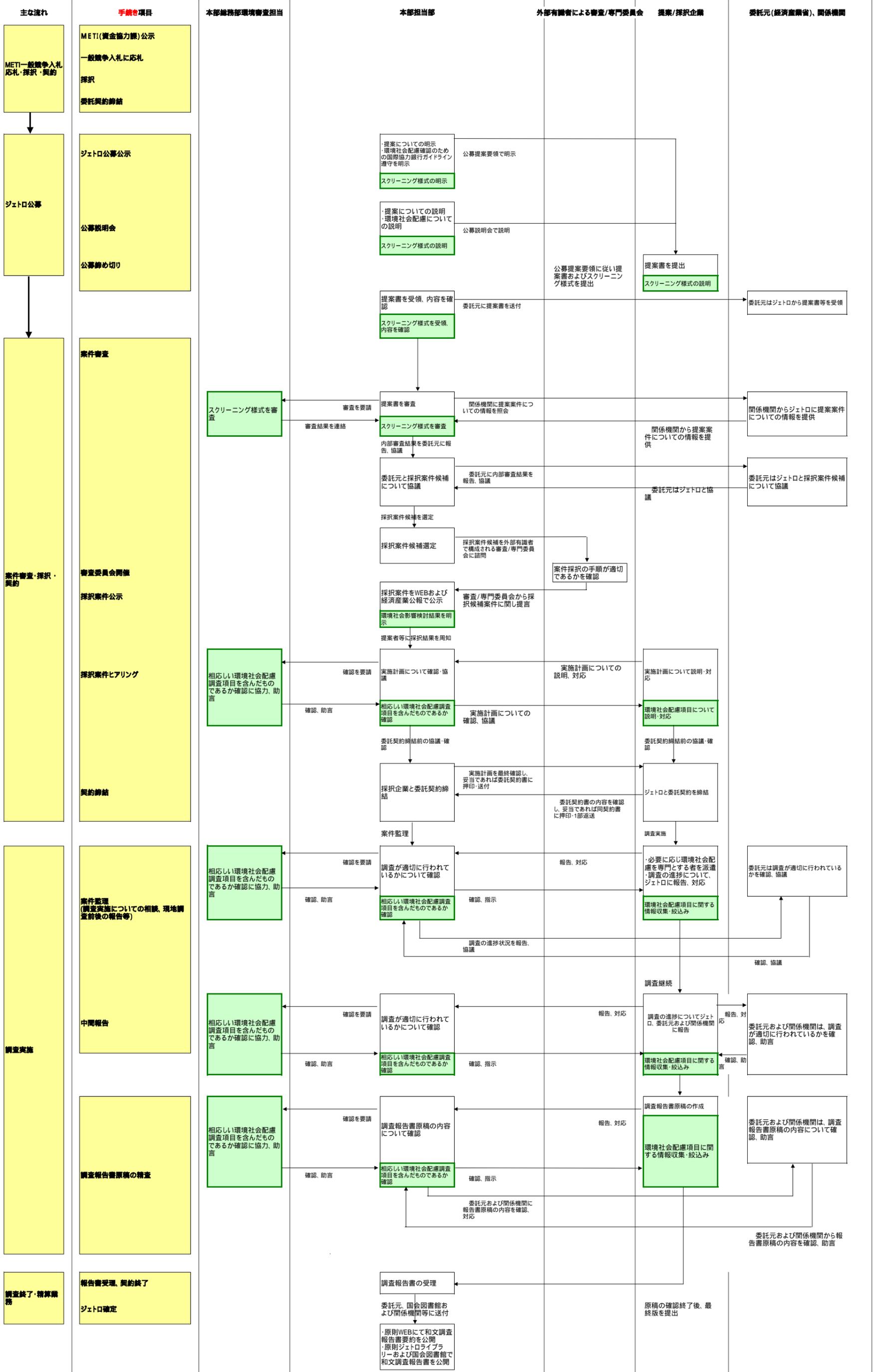
- イ．担当部は、提出された報告書を精査するにあたり、調査が相応しい環境社会配慮調査項目を含んだものであることを確認する。
- ロ．環境審査担当は担当部の確認作業に協力し、必要な助言を与える。

5．調査報告書の公開

- イ．原則和文報告書を国会図書館およびジェトロビジネスライブラリーに配架する。
- ロ．原則同報告書の要約をジェトロホームページに掲載する。

案件形成調査に関する環境社会配慮の手続き(案)

2007年6月13日



スクリーニング様式(案)

調査案件名： _____

調査の実施者： _____

記入責任者の氏名、所属・役職名、企業名、連絡先

名前： _____

所属・役職名： _____

企業名： _____

TEL： _____

FAX： _____

E-Mail： _____

記入日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

署名： _____

質問事項

質問1．案件実施予定地の住所

質問2．案件の概要

2 - 1 案件の内容・規模

()

2 - 2 案件の必要性をどのように確認していますか？例えば、当該案件は上位計画と整合性がありますか。

YES (上位計画名：)

NO わからない

質問3 . 案件実施予定地内または周辺域は以下のいずれかに該当しますか？

YES NO

< YESの場合、該当するものをマークしてください。 >

国立公園、国指定の保護対象地域(国指定の海岸地域、湿地、少数民族・先住民族のための地域、文化遺産等)

原生林、熱帯の自然林

生態学的に重要な生息地(サンゴ礁、マングローブ湿地、干潟等)

国内法、国際条約等において保護が必要とされる貴重種の生息地

大規模な塩類集積あるいは土壌浸食の発生する恐れのある地域

砂漠化傾向の著しい地域

考古学的、歴史的、文化的に固有の価値を有する地域

少数民族あるいは先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域、もしくは特別な社会的価値のある地域

質問4 . 当該案件を実施した場合、以下に示す要素が生じる可能性が予想されますか？

YES NO

< YESの場合、該当するものをマークしてください >

非自発的住民移転

地下水揚水

埋立、土地造成、開墾

森林伐採

質問5 . 以下に掲げるセクターに該当するプロジェクトですか？

YES NO

< YESの場合、該当するセクターをマークしてください >

鉱業開発

道路、鉄道、橋梁

工業開発 (分野：)

空港

火力発電 (地熱含む)

港湾

水力発電、ダム、貯水池

上水道、下水・廃水処理

河川・砂防

廃棄物処理・処分

送変電・配電

水産業

質問6. 案件の実施を予定している国では、当該案件に関して環境影響評価は制度上必要ですか？ また、当該案件に関し規模が大きいことを理由として環境影響評価が必要になることはありますか（規模要件の有無）？ また、想定される当該案件の規模はその要件を満たすものですか？

必要 不要 不明

(法律またはガイドラインの名称：)

規模要件有(満たす 満たさない) 規模要件無 不明

質問7. 環境影響評価以外の環境や社会面に関する許認可が必要な場合、その許認可名を記載してください。

(許認可名：)

質問8. 案件を実施した場合、予想される主要な環境社会影響は何ですか？ 該当するものをチェックし、その概要を説明してください。

大気汚染	非自発的住民移転
水質汚濁	雇用や生計手段等の地域経済
土壌汚染	土地利用や地域資源利用
廃棄物	社会関係資本や地域の意思決定機関等の社会組織
騒音・振動	既存の社会インフラや社会サービス
地盤沈下	貧困層・先住民族・少数民族
悪臭	被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性
底質	ジェンダー
生物・生態系	子どもの権利
水利用	文化遺産
事故	地域における利害の対立
温室効果ガス	HIV/AIDS 等の感染症
地形・地質	その他()

関係する環境社会影響の概要

平成18年度 地球環境・プラント活性化事業等調査
個別案件票(本文)改定(案)

調査名:

提案者名:

1. 提案者

連絡先	
主提案企業名:	
担当者:	
担当者所属部署	
担当者TEL:	
担当者FAX:	
担当者E-mail:	
住所:	
共同提案企業名	
提案者の資格	
ジェトロ競争参加資格:	(1.有 2.取得申請中)のうち該当する番号を記入
補助金交付決定等停止事業者:	(1.該当しない 2.該当する 3.不明)のうち該当する番号を記入
調査管理体制	
調査実施体制	
調査におけるプロジェクトマネージャー略歴(下記項目を踏まえた履歴書添付)	
氏名:	
所属・役職:	
専門分野:	
資格:	
プロジェクト業務の経験年数・実績:	

2. プロジェクトおよび調査概要

調査名:	
対象国・都市: (国)	/ (都市)
サイト名:	参考資料として、当該国における位置が分かる地図を添付)
実施機関:	
種別:	(新設 / 機能回復 / 能力拡大のうち、該当するものを記入(複数可))
重点テーマ:	
総事業費: 約	(億円)
調査費: 約	(円)
プロジェクト提案に至る背景、問題	
プロジェクト実施概要	
(概要) (150字(全角)以内)	
(詳細)	
調査概要、調査項目	
(調査項目)	

調査スケジュール案

活動項目	月	06年				07年	
		9月	10月	11月	12月	1月	2月
(国内作業)							
(現地作業)							

既存FSの状況・有無

作成時期： 年 月

作成者：

発注者：

リバイスの必要性：

—環境社会問題の可能性 3.(3) に移動

3. プロジェクトの重要性・効果等

(1)相手国における当該プロジェクトの重要性・位置付け
相手国の政府開発計画等における位置付け
マスタープラン(MP)の有無:
プロジェクト実施機関における位置付け:
(2)プロジェクト実現による効果
我が国企業にとっての参画可能性
相手国に対する経済効果
—環境保全効果(3)環境社会に関する側面の検討
環境社会問題の可能性
環境保全効果

4. プロジェクトの実現可能性

(1) 実施機関の状況

実施機関のプロジェクト実施能力

実施機関の民営化予定

(2) プロジェクトの技術レベル

(3) リスクファクターの存在

(4) プロジェクトの支援意向

相手国の機関名	協力・支援の内容

(5) 相手国政府の円借款利用意向

(6) 提案者の調査実績と活動拠点

提案企業と実施機関との類似案件の実績

事業名	ファイナンス	実施年
		年
		年
		年

提案企業の現地活動拠点

名称	連絡先(住所、電話、FAX、E-mail、担当者名)

5. その他

(1) 相手国の調査協力体制

(2) プロジェクトを実施することによる現地日系企業への裨益効果

(3) プロジェクト実現に向けた提案企業の取り組み状況

(4) 提案プロジェクトに関連して、他の提案公募事業に応募している又は応募する予定の有無

No. _____

(ジェトロ記入欄)

平成18年度 開発途上国民活事業環境整備支援事業実現可能性調査
個別案件票(本文)改定(案)

調査名:

提案者名:

1. 提案者

連絡先	
主提案企業名:	
担当者:	
担当者所属部署	
担当者TEL:	
担当者FAX:	
担当者E-mail:	
住所:	
共同提案企業名	
提案者の資格	
ジェトロ競争参加資格:	(1.有 2.取得申請中)のうち該当する番号を記入
補助金交付決定等停止事業者:	(1.該当しない 2.該当する 3.不明)のうち該当する番号を記入
調査管理体制	
調査実施体制	
調査におけるプロジェクトマネージャー略歴(下記項目を踏まえた履歴書添付)	
氏名:	
所属・役職:	
専門分野:	
資格:	
プロジェクト業務の経験年数・実績:	

2. プロジェクトおよび調査概要

調査名:	
対象国・都市: (国)	/ (都市)
サイト名:	参考資料として、当該国における位置が分かる地図を添付)
実施機関:	
種別:	(新設 / 機能回復 / 能力拡大のうち、該当するものを記入(複数可))
重点テーマ:	
総事業費: 約	(億円)
調査費: 約	(円)
プロジェクト提案に至る背景、問題	
プロジェクト実施概要	
(概要) (150字(全角)以内)	
(詳細)	
調査概要、調査項目	
(調査項目)	

調査スケジュール案

活動項目	月	06年				07年	
		9月	10月	11月	12月	1月	2月
(国内作業)							
(現地作業)							

既存FSの状況・有無

作成時期： 年 月

作成者：

発注者：

リバイスの必要性：

—環境社会問題の可能性 3.(3) に移動

3. プロジェクトの重要性・効果等

(1)相手国における当該プロジェクトの重要性・位置付け
相手国の政府開発計画等における位置付け
マスタープラン(MP)の有無:
(2)プロジェクト実現による効果
我が国企業にとっての参画可能性
相手国に対する経済効果
—環境保全効果(3)環境社会に関する側面の検討
環境社会問題の可能性
環境保全効果

4. プロジェクトの実現可能性

(1) 実施機関のプロジェクト実施能力

--

(2) ファイナンス調達の可能性

--

(3) プロジェクトの技術レベル

--

(4) リスクファクターの存在

--

(5) プロジェクトの支援意向

相手国の機関名	協力・支援の内容

(6) 提案者の現地活動拠点

名称	連絡先(住所、電話、FAX、E-mail、担当者名)

5. その他

(1) 相手国の調査協力体制

(2) プロジェクトを実施することによる現地日系企業への裨益効果

(3) プロジェクト実現に向けた提案企業の取り組み状況

(4) 提案プロジェクトに関連して、他の提案公募事業に応募している又は応募する予定の有無

平成19年度 石油資源開発等支援調査 個別案件票改定(案)

1. 公募要件(基本情報)

(1) 提案企業名
* 主提案企業を
一番上に記入

(2) 担当者名 _____
部署・役職 _____
電話・FAX番号 _____
住所 _____
E-mailアドレス _____

(3) 調査情報
提案調査名(30字以内)
* 国名・案件名としてください。地名の英語標記、および略語の使用はなるべく避けること。

調査種別 () マスタープラン作成調査 / () プロジェクト概念設計

産油国名 _____

地域および都市名 _____

サイト名 _____

調査費(一円単位で記入) _____

2. 調査の概要

調査の目的、調査の内容、調査結果の活用予定、の3点を踏まえた調査の概要を、提案企業の現時点での取組状況について触れながら、簡潔に記述。

3. 当該国における調査結果の活用可能性

(1) 当該国マスタープラン等との関係:

(2) 当該国政府関連機関による認識・依頼状況:

4. 調査結果の活用による効果等

(1) 我が国へのエネルギー安定供給確保への貢献:

(2) 当該国への効果:

(3)事業展開に伴う環境、社会問題に関する想定事項:

環境社会問題の可能性

環境保全効果

5. 提案者の調査遂行能力

(1)当該国における関連調査、事業等の実施実績:

--

(2)当該国エネルギー関連省庁関係機関や国営石油会社等との関係:

--

(3)把握している関連調査結果:

--

(4)調査実施体制:

--

6. 事業展開の可能性

(1) 事業展開におけるリスクテイク、ファイナンスの実現可能性:

--

(2) 事業展開に伴う環境、社会問題に関する想定事項: 4.(3)に移動

--

7. その他特記事項

--